



2026年5月8日

各 位

会 社 名 沖縄セルラー電話株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮倉 康彰
(コード番号：9436 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 執行役員常務 國吉 博樹
(TEL. 098-860-3608)

取締役に対する業績連動型株式付与制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年より導入、2024年に継続している当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。以下同じ。）を対象としたインセンティブプランである役員報酬 BIP 信託（以下「BIP 信託」といいます。）の一部改定について決議し、BIP 信託に関する議案を 2026 年 6 月 11 日開催予定の第 35 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。なお、当社と委任契約を締結する執行役員について、BIP 信託の対象としており、一部改定後も対象とすることを予定しております。

記

1. BIP 信託の一部改定について

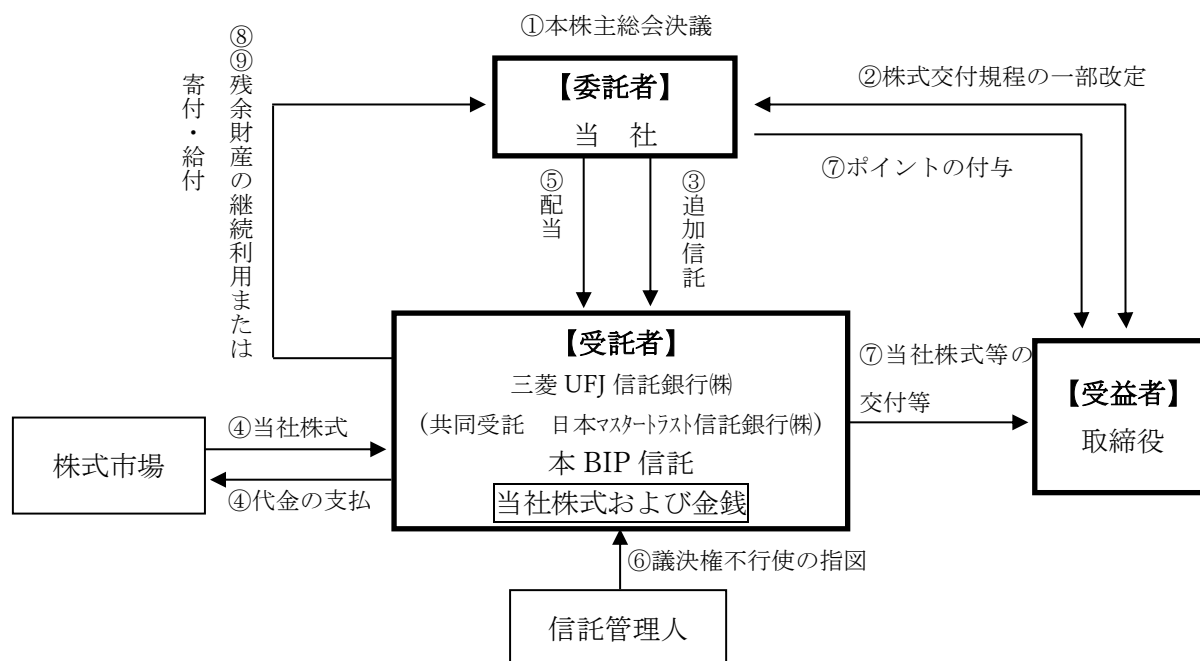
- (1) 当社は、取締役の報酬と、業績および株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上および企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とした BIP 信託について、一部改定することとし、BIP 信託に関する議案を本株主総会に付議することを決議いたしました。
- (2) BIP 信託の一部改定は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします（以下、改定後の BIP 信託を「本制度」といいます。）。
- (3) 本制度では、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みを採用します。BIP 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位および業績目標達成度等に応じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付および給付（以下「交付等」といいます。）する、役員向けの株式報酬制度です。

(4) 従前の制度から以下の点を改定いたします。

	改定前	改定後
当社が拠出する金員の上限	連続する3事業年度を対象として80百万円	連続する3事業年度を対象として225百万円
取締役へ交付等が行われる当社株式等の数の上限	1事業年度あたり7,500ポイント(30,000株相当)	1事業年度あたり50,000ポイント(50,000株相当)
業績達成条件の内容	毎事業年度の営業収益、営業利益、当期純利益等に応じて変動	毎事業年度のROE、相対TSR、沖縄県経済波及効果等に応じて変動

2. 本制度の内容

<BIP信託の仕組み>



- ① 当社は、BIP信託の一部改定に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、BIP信託の内容に係る株式交付規程を一部改定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役に対する株式報酬の原資となる金銭を受託者に追加信託します。なお、本年度については追加信託しない予定です。

- ④ 信託（本BIP信託）は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本BIP信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本年度については当社株式を追加取得しない予定です。
- ⑤ 本BIP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本BIP信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて、毎年、取締役 に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、退任時に、累積ポイント（下記(3)に定めます。）に応じた株式数の当社株式等について交付等が行われます（なお、下記(4)のとおり、信託契約の定めに従い、原則として、累積ポイントの60%に相当する当社株式（単元未満株数は切捨）の交付が行われ、残りの累積ポイントに相当する当社株式については本BIP信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。）。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本BIP信託を継続利用することができます。なお、本BIP信託を継続せず終了する場合は、残余株式を本BIP信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本BIP信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本BIP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本BIP信託を継続せず終了する場合には、信託費用準備金（信託報酬・信託費用等に充当するために、当社が拠出した資金）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社および取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により本 BIP 信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本 BIP 信託が終了します。なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本 BIP 信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本 BIP 信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が本 BIP 信託を通じて取得され、取締役に当社株式等の交付等が行われる株式報酬制度です（詳細は下記(2)以降のとおりです。）。本制度は、連続する3事業年度（2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度とします。以下「対象期間」といいます。）を対象とし、本制度の内容は2027年3月末日で終了する事業年度（2026年度）以降に適用されるものとします。

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、対象期間ごとに、75 百万円を上限とする金員を取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間 3 年間の本 BIP 信託を設定します。

本 BIP 信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。なお、本年度については当社株式を追加取得しない予定です。

当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)に定めます。）の付与を行い、取締役の退任時（取締役が死亡した場合は死亡時）に付与されたポイントの累積値に相当する当社株式等の交付等を本 BIP 信託から行います。

なお、本 BIP 信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本 BIP 信託を継続することがあります。その場合、本 BIP 信託の信託期間を 3 年間延長し、信託期間の延長以降の 3 事業年度を新たな対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに 225 百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当社は取締役に対するポイントの付与を継続し、本 BIP 信託は当社株式等の交付等を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額 225 百万円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本 BIP 信託を再継続することがあります。

信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に付与されるポイントの決定は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で 10 年間、本 BIP 信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役に對して交付等が行われる当社株式数の算定方法と上限

信託期間中、役位および毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、当該事業年度終了後の所定の時期に、下記の算定式により算出されるポイントが付与されます。取締役の退任時に、付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

（ポイント算定式）

$$\text{ポイント} = (\text{役位別に定める株式報酬額} \\ \div \text{本 BIP 信託による当社株式の平均取得単価}) \times \text{業績連動係数}^{(*)}$$

(※) 業績連動係数は、ROE、相対 TSR、沖縄県経済波及効果等に応じて変動します。

本 BIP 信託の信託期間中に取締役に対して付与される 1 事業年度あたりのポイント数の上限は 50,000 ポイントとし、本 BIP 信託の信託期間中に取締役が本 BIP 信託から交付等を受けることができる 1 事業年度あたりの当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下「上限交付株式数」といいます。）。

なお、上記(2)により本 BIP 信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における 1 事業年度あたりの上限交付株式数も同様とします。この上限交付株式数は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期および方法

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される累積ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの 60%の当社株式（単元未満株式は切捨）について交付を受け、残りについては本 BIP 信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、上記(3)に基づき算出される累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本 BIP 信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(5) 本 BIP 信託内の当社株式の議決権行使

本 BIP 信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) 本 BIP 信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本 BIP 信託内の当社株式に係る配当は、本 BIP 信託が受領し、本 BIP 信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(7) 本 BIP 信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本 BIP 信託の終了時（上記(2)による信託期間の延長を行った場合は延長された信託期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、本 BIP 信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄付を予定しています。また、信託期間満了時に生じた本 BIP 信託内の当社株式に係る配当の残余は、本 BIP 信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本 BIP 信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

※執行役員も対象に含み、取締役と執行役員をあわせて以下「取締役等」といいます。

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2018年8月1日 |
| ⑧ 信託の期間 | 2018年8月1日～2027年9月末日 |
| ⑨ 制度開始日 | 2018年9月1日 |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑬ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。 |